

議案第78号

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第20条中「乗じその額」を「乗じ、その額」に改める。

第22条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改め、同条第5項中「合計額)」を「合計額」に改める。

第23条第2項第1号中「それぞれの」を「それぞれその」に、「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改め、同条第4項中「、「合計額」とあるのは「月額」と読み替える」を「読み替える」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	

28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	

62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000		
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700		
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400		
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900		
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500		
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200		
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900		
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400		
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100		
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800		
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500		
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000		
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700		
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400		
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100		
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600		
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000			
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700			
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400			
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900			
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600			
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300			
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000			
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500			
86	239,700	295,700	344,500	385,700				
87	240,400	296,100	345,000	386,300				
88	241,100	296,500	345,500	386,900				
89	241,900	296,800	345,900	387,600				
90	242,400	297,200	346,400	388,200				
91	242,900	297,600	346,900	388,800				
92	243,400	298,000	347,400	389,400				
93	243,700	298,200	347,700	390,100				
94		298,600	348,200					
95		299,000	348,700					

	96		299,400	349,200					
	97		299,600	349,500					
	98		300,000	350,000					
	99		300,400	350,500					
	100		300,800	351,000					
	101		301,000	351,300					
	102		301,400	351,700					
	103		301,800	352,100					
	104		302,200	352,500					
	105		302,400	353,000					
	106		302,800	353,400					
	107		303,200	353,800					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200	355,100					
	111		304,600	355,500					
	112		305,000	355,900					
	113		305,200	356,400					
	114		305,600						
	115		306,000						
	116		306,400						
	117		306,600						
	118		306,900						
	119		307,200						
	120		307,500						
	121		307,900						
	122		308,200						
	123		308,500						
	124		308,800						
	125		309,200						
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300

第2条 新居浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第30号」を「第30号。第1号において「平成21年改正条例」という。」に、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.76」を「当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の新居浜市職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第25条第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年条例第18号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第1号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げ

る額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（新居浜市職員の給与に関する条例第24条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であってその属する職務の級及びその受ける号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）附則第7項から第9項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長が規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（新居浜市職員の給与に関する条例第10条の2第2項に規定する市長が規則で定める額を除く。）、管理職手当及び初任給調整手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して市長が規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1 級	1 号給から 9 3 号給まで
2 級	1 号給から 6 4 号給まで
3 級	1 号給から 4 8 号給まで
4 級	1 号給から 3 2 号給まで
5 級	1 号給から 2 4 号給まで
6 級	1 号給から 1 6 号給まで
7 級	1 号給から 4 号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長が規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 3 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年条例第23号）の適用を受ける者その他の市長が規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して市長が規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年条例第23号）の適用を受ける者その他の市長が規則で定める者との権衡を考慮して市長が規則で定める額」とする。
- （規則等への委任）
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で定める。

提案理由

一般職の職員について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に係る給与改定に準じて給料等の改定を行うため、本案を提出する。